

小売電気事業者に関する最近の動向 及び今後の対応について

2022年7月26日(火) 第75回 制度設計専門会合 事務局提出資料



本日の御議論

- 小売電気事業者による事業の休止・廃止が増加しており、需要家の保護を図る必要がある。加えて、インバランス料金・託送料金の未払い等も増加しており、社会的負担の抑制を図る必要もある。
- 需要家保護や社会的負担の抑制の観点から、今後検討すべき事項について、御議論 いただきたい。

小売電気事業者の登録件数の推移

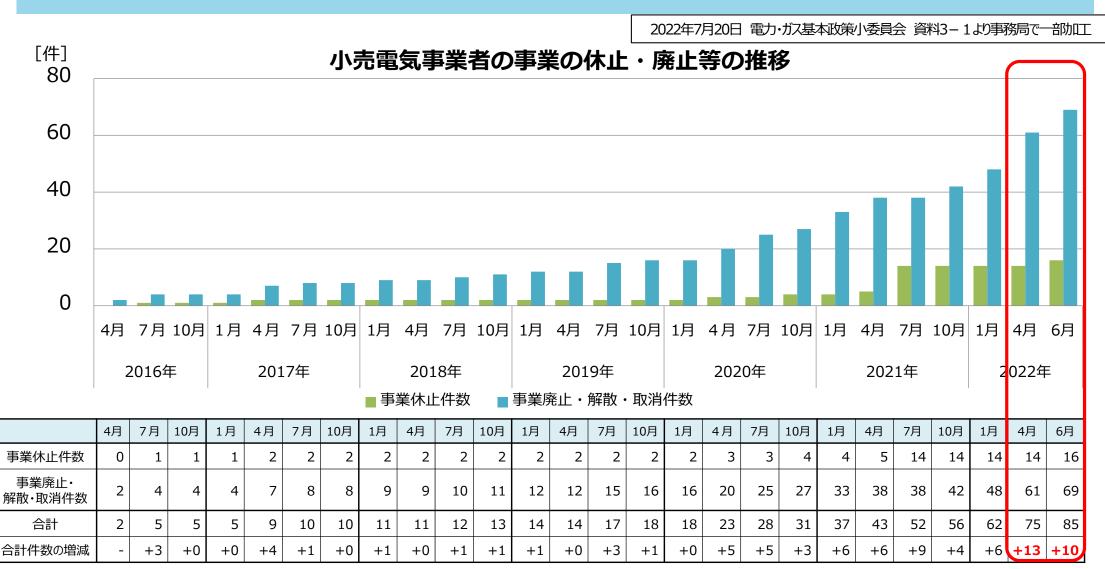
- 2022年6月末時点で小売電気事業者の登録件数は738者。
- 2022年1月まで登録件数は増加傾向にあったが、足元では減少している。



※件数はすべて、月末時点の件数。

小売電気事業者の事業の休止・廃止等の状況

- 一方で、事業の休止・廃止等を行った小売電気事業者の数は、足元では、増加傾向。
- 2022年6月現在、事業休止件数は16件、事業廃止や法人の解散は69件。

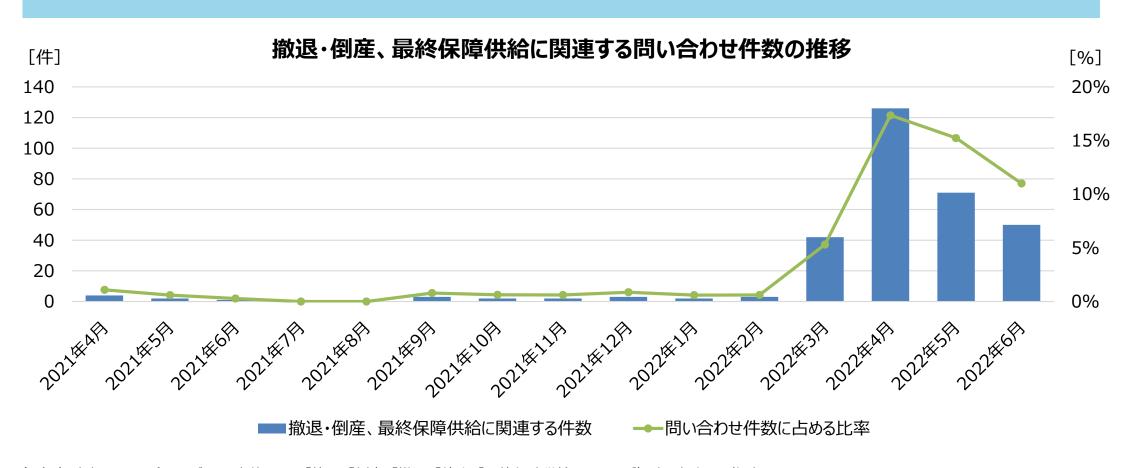


※件数はすべて、月末時点の件数。

4

撤退・倒産、最終保障供給に関連する問い合わせ件数

- 2021年4月以降、当事務局相談窓口に問い合わせがあった案件のうち、撤退・倒産、 最終保障供給に関連する件数 (※) の推移は以下のとおり。
- 新電力の倒産や特別高圧・高圧の一部撤退の影響もあり、2022年3月頃から撤退・ 倒産、最終保障供給に関する問い合わせが増加。



(※) 相談窓口に問い合わせがあった案件のうち、「終了」「倒産」「撤退」「停止」「最終保障供給」にかかるご相談を事務局で集計。

インバランス料金・託送料金の未払いに伴う社会的な影響

- 小売電気事業者と一般送配電事業者が需要家へ電気を供給するために結んでいる託送契約について、小売電気事業者によるインバランス料金や託送料金の未払いが続く事例が散見されており、その未納額は、2020年4月から2022年4月までの2年間で約450億円に上る状況(その金額の多くはインバランス料金)。
- 一般送配電事業者は、小売電気事業者との託送契約について、約款上、インバランス 料金等の未払いを理由として解約することができる。
- もっとも、現行の運用では、インバランスの発生からインバランス料金の支払期限の到来まで、3ヶ月程度の期間が必要となり、その結果、大規模のインバランスになるほど、一般送配電事業者における当該料金の未収リスクが増大し、最終的には託送料金という形で、広く需要家の負担を招くことになりかねない。
- なお、一般送配電事業者は、約款上、大規模なインバランスを発生させていることを理由として託送契約を解約することができるが、これまでの運用上、これを理由とした解約はなされてこなかったところ。

(参考) 電力・ガス基本政策小委員会における議論の状況①

対応の方向性

2022年3月25日 電力・ガス基本政策小委員会 資料3-4より抜粋

- 市場のボラティリティが高まっている情勢の中で、需要家の保護や社会的負担の抑制を 図ることが必要。
- このため、小売登録審査や、登録後の事業監視の在り方について、監視委員会とも連携して、検討を進めることとしてはどうか。
- 具体的には、これまでの法執行の運用、諸外国における取組も踏まえ、例えば、以下の 対策について検討していくこととしててはどうか。
 - ①登録審査における収支計画の提出
 - ②登録後の事業者からの収支報告の提出
 - ③登録後の事業者に対するストレステスト (国内事業者に対する実態調査、海外調査等を踏まえ、更に要検討)

<1/25本委員会における委員御指摘>

- 重要なことは需要家を守ることであって、事業者を守ることではない。もちろん、小売事業者は必要であるし、その役割を果たしてもらいたいが、 小売事業者に対して一層のリスク管理を要求していく、事業体制等に関するストレステスト等を徹底していくべき。
- 自らリスク管理評価を行わない事業者がそれなりにいるといった中で、新規参入が多数いることをそれだけで良しとはできない環境になってきて、 需要家保護の観点が第一に懸念される。もう一つ、電気事業法の目的である電気事業の健全な発達にも沿っているのか、ということも疑問 符がつかざるをえない。
- 需要家保護については、登録時の審査で入口を狭めるべきか、それともその後の審査を設けるべきか、という話。現在、審査は登録時のみで、 登録後は、監視委員会が小売事業者の行動面で不具合があれば指導が行われるという組み合わせであると理解しているが、例えば、ガイド ラインの準拠状況のセルフチェックとか、そういったものの組み合わせで、登録後の活動に対する審査を設けることを検討したらどうかと思う。

(参考) 電力・ガス基本政策小委員会における議論の状況②

2022年6月30日 電力・ガス基本政策小委員会 資料4-2より事務局で一部加工

新たな課題に応じた規制の在り方(小売登録審査・モニタリングの在り方)

- 令和3年2月17日に開催した本小委員会において「小売電気事業者の登録審査については、 当面、慎重に行う必要がある」と整理したことを踏まえて、現在、小売登録申請の書類として、直 近の貸借対照表及び損益計算書の提出を義務づけて財務状況を確認し、必要に応じて、収支 計画等を確認しているところ。
- 卸電力取引市場価格のボラティリティは一層高まっており、小売電気事業のリスクが大きくなっていることを踏まえて、小売登録審査の在り方や小売登録後の事業の実施状況に対するモニタリングの在り方を強化することが必要である。
- 小売電気事業者の市場リスクに対する耐性については、ストレステストを行うことが有効であると考えられるところである。
- 燃料価格や卸電力取引市場価格の高騰等により、小売事業者の破産が相次いだ英国においては、規制機関であるOFGEMが、本年1月以降、小売事業者の情報を収集し、ストレステストを実施しているところである。
- 3月25日に開催した本委員会において、電力・ガス取引監視等委員会においてストレステストの 在り方の検討を進めることとしたところであるが、今後、電力・ガス取引監視等委員会から報告を 受け、本委員会においても議論を行うこととしてはどうか。
- また、ストレステストの在り方を踏まえて小売登録審査やモニタリングの在り方について検討を進めていくこととしてはどうか。

今後の検討の方向性

- 小売電気事業者間での公正な競争の結果、事業者の撤退等は発生しうる。
- 一方で、需要家の保護や社会的負担の抑制を図ることは重要。そのため、①事業開始時点から事業上のリスク管理の実施を求めるとともに、②事業開始後も、定期的にリスクを分析し、事業の持続可能性を事業者自らが確認していくこと、③事業の継続が困難な兆候が現れた場合には、需要家への丁寧な周知や支払い困難な費用の増大防止など、円滑な撤退を促していくこと、が必要ではないか。
- そのため、例えば、以下のような点について、今秋中をメドに検討を進めてはどうか。
 - ①:小売登録審査において、市場リスク等の分析や、必要な対策の実施を求めること。
 - ②:小売電気事業者が、自らの事業の持続可能性を定期的に確認すること。 また、その確認状況について、国が適切にモニタリングすること。
 - ③-1:小売電気事業から撤退する場合に、十分な周知期間を確保するなど需要家に丁寧な対応をとるよう、小売営業GL等を通じて小売電気事業者に求めること。
 - ③-2:インバランス料金や託送料金の大規模な未払い等を防止し、社会的負担の 抑制を図る観点から、一般送配電事業者による適切な解約に向けた運用の 整理等を行うこと。
- なお、海外でのストレステストに関する取組状況についても、今後更に調査を進める予定。